

## 「中小企業憲章（案）」に関する意見

**意見 「中小企業憲章」の拙速な成立を急がずに、内容の議論をさらに深め  
国会での決議をめざすこと。**

**理由：**「中小企業憲章」（以下「憲章案」）を制定することは画期的なことである。その意義は、従来の大企業中心、一部ベンチャー企業支援のみに重きを置いた政策から中小企業中心への経済政策の転換を宣言し、その方向性を具体的に明らかにすることにある。しかし「憲章案」には、残念ながらそのような方向性や決意を読み取ることはできない。

また、行動指針の8項目も、現行の中小企業基本法とそれに基づく各支援法による中小企業施策の枠内、もしくは延長線のものであり、特に目新しいものは見当たらない。

わが国においては、中小企業は企業数で99%、なかでも小企業・家族経営の零細な小規模企業が87%を占めるという特徴をもつ。そのため小規模企業を政策の中心におき、その経営環境の改善に結びつく施策の具体化が求められる。とりわけ「家族経営」支援が欠かせない。その意味から言えば、議論の不足は否めない。研究会においても小企業・家族経営の実態が反映される十分な機会が設けられていない。

**[意見内容] 1、小企業・家族経営の声を聞き、施策の検証・総括をおこなうこと**

**[理由]** 中小企業基本法は、市場競争原理に基づくもので、中心施策は「経営革新・創業・創造的事業の促進」であり、ベンチャー・ビジネス支援である。圧倒的な多数派である小企業・家族経営はそもそも眼中におかれていない。

小規模企業の劣悪な状況の原因は、公正な取引を保障するルールがなく、長年、大企業の横暴を野放しにしてきたこと。1999年の基本法「改正」により、小規模企業を切り捨てる政策への転換などに大きな原因がある。

小規模企業の可能性を伸ばし、活躍できる環境を整えようとするれば、小規模企業の声を聞き、これまでの施策の問題性を改めて検証・総括し、国民的な議論も深めつつ、合意形成をめざすプロセスが重要となる。

**[意見内容] 2、国会の決議をめざすこと**

**[理由]** 「憲章案」が現行の基本法の枠内のものであるとすれば、制定の意義にも疑問なしとしない。もし、中小企業中心の経済政策への転換をめざすとすれば、現行の中小企業基本法との関係も問題になることから、このような内容と重みのある「憲章案」を閣議決定で行うわけにはいかないであろう。拙速な成立を急がずに、内容の議論もさらに深め、国権の最高機関である国会の決議をめざすべきである。

**[意見内容] 3、内閣府に「小企業支援戦略室」などを設け、省庁横断型の議論と対策を講じること**

**[理由]** 「憲章案」の内容とともに、政策の具体化と実行をはかる体制もあわせて検討されなければならない。「憲章案」では、「政府が中核となり、国の総力を挙げて…」「政府一体となって」「関係省庁の連携」などの決意がのべられているが、経済産業省の外局である中小企業庁が省庁横断的な政策の立案、実行を期待することは難しい。少なくとも内閣府の下に「小企業支援戦略室」のような特別な部門を設置することや、中小企業担当大臣を置くなどの体制強化も検討される必要がある。

以上